

2 経過報告

(1) 令和元年度：焼津体育館再整備検討委員会の設置

昭和 39 年竣工の焼津体育館は老朽化が著しいことから、市民に安全かつ安心なスポーツ環境を提供するため、「焼津体育館再整備プラン」を策定することとした。

これに伴い、焼津体育館再整備検討委員会が設置され、再整備の建設場所及び必要な機能等を協議していただき、集約したものを提言書として市長に提出した。

(2) 令和 2 年度：再整備プランの策定

提言書とパブリックコメントをもとに、再整備プランを策定した。

(3) 令和 3～4 年度：整備手法等の検討・用地測量

整備手法等について、建設手法と運営手法の選定方法を庁内で検討した。

建設手法の比較

手法	事業資金の特徴	注意事項
民設	・ 民間による資金調達 ・ リースによる財政負担額の平準化 ・ 設計費が建設費に含まれる	・ リース会社の利益 10%程度 ・ 民間の金利
公設	・ 学校施設環境改善交付金 ※219,000/㎡、あるいは総事業費の 1/3 ・ 学校教育施設等整備事業債（交付金を除く 75%） ※交付税措置なし	・ 交付金を除く額について初期投資が必要

建設手法については、初期費用はかかるが、長期的に比較してコストが安価となる公設とした。

運営手法の比較

手法	特徴	注意事項
民営 (指定管理者)	・ 経費削減が図れる ・ 自由な発想により自主事業を展開することで、市民サービスの向上が期待できる	・ 現状に比べ、指定管理委託費が増加する
直営	・ 市の意向を反映しやすい	・ 施設の運営は貸館がメインで、収入の増加は期待できない

運営手法については、経費削減と市民サービス向上の観点から、民営（指定管理者）が効果的と考えられるが、指定管理者制度を導入する場合は、他施設との連携も含めて引き続き検討が必要とした。

また、設計業務委託のための資料とするため、焼津体育館周辺の測量を委託した。

3 建設地の決定について（別添図面）

焼津体育館再整備プランにおいて、新たな施設は「総合体育館や小中学校体育館との役割分担を踏まえ、過大な規模とならないよう留意しつつ、市民スポーツの拠点として相応しい規模」としていることから、現施設の機能レベルを引き継ぎ、同等規模を想定している。

また、都市計画法、建築基準法などの法的条件に基づく施設規模（延べ面積）から、敷地面積は 5,000 m²以上の広さが必要であり、再整備予定地として検討を進めてきた 4 箇所のうち、中央広場と現体育館駐車場を一体的に活用した敷地（5,387.76 m²）を建設予定地とする。

4 今後の計画

（1）基本設計・実施設計

基本設計	実施設計
規模	建築詳細図等作成
建物配置計画	各設備詳細図作成
建物内部レイアウト	工事費積算
構造計画	計画通知書等作成
設備計画	関連規定に関する資料作成
各種パース作成	
概算工事費算定	
関連規定に関する協議	

（2）埋蔵文化財調査

焼津体育館再整備予定地は宮之腰遺跡内に位置しており、埋蔵文化財調査を行う必要がある。
体育館基礎構造により発掘場所が決定するため、基本設計により建物配置が確定した後実施。

（3）建設工事

①規模：延床面積 3000 m²以下

②構造：RC 造（一部 S 造）

③主要機能：アリーナ（バスケットコート 2 面分）、多目的室（武道可）、防災機能等

※設計業務の中で協議し決定していく

新焼津体育館建設予定地(黒塗り部分のみ)

